

地方公共団体の国民保護に関する懇談会

【第6回会合】

日時：平成17年6月28日（火）

13時30分～

場所：グランドパレス九段下

「ゴールデン」の間

配 付 資 料

福井県配付資料

国民保護に関する福井県の取組みについて

資料1 各都道府県の国民保護についての取組み状況

資料2 市町村国民保護モデル計画の考え方

資料3 避難マニュアルに関する検討の方向

資料4 全国瞬時警報システム（J-ALERT）調査検討事業等

資料5 警報サイレンの候補音について

各都道府県の国民保護についての取組状況

資料1

(6月20日現在)

項 目	状 況
関係条例の制定	44都道府県で国民保護協議会条例、国民保護対策本部条例等の関係条例を制定済み。
国民保護協議会の開催	33の都道府県で国民保護協議会を開催済み。
計画作成スケジュール	福井県及び鳥取県は既に国との事前相談を開始。他の都道府県はおおむね11～12月に事前相談を開始し、年度末までの作成を予定。 なお、多くの都道府県は、おおむね消防庁作成のモデル計画を踏まえて作成する見込み。
指定地方公共機関の指定	41都道府県が指定済み。
フォーラム等の開催	平成16年4月からこれまでに13県で、一般住民等を対象とした国民保護関係のフォーラム等を開催。

平成17年度国民保護ブロック会議結果

1 開催日

平成17年5月9日から31日まで

2 場 所

全国を9ブロックに分け各ブロックの幹事都道府県内の会場で開催。

3 出席者数等

合 計	2,395名、1,520団体
(内訳) 都道府県関係者	440名、80団体
市町村関係者	741名、555団体
消防機関関係者	415名、289団体
その他	799名、596団体

その他は、指定公共機関、指定地方公共機関、指定地方行政機関、警察・自衛隊関係、商工会議所、社会福祉協議会、ボランティア登録団体、一般住民も含む各界各層の方々

市町村国民保護モデル計画の考え方（案）

- 市町村国民保護モデル計画は、都道府県国民保護モデル計画と連動するものであり、以下のとおり、計画の位置付け等については、都道府県国民保護モデル計画と同様とする。

また、それぞれの市町村が、国民保護措置を講じるにあたり、実務上必要となる事項の記載に配慮するものとする。

1．計画の位置付け

- ・ 地方自治法上の「技術的助言」
- ・ 各市町村の自主性に配慮することはもとより、当該市町村が所在する都道府県の自主性にも配慮する（都道府県の国民保護計画の作成時の議論により、都道府県と市町村との役割分担には、地域性も存在。）

2．記述すべき内容

- ・ 法令及び基本指針との関係上、市町村が構ずる必要がある措置は網羅するが、可能な限り、簡潔でわかりやすいものとなるよう配慮する。
- ・ 必要的記載事項と任意的記載事項が区別できるよう、配慮する。
(なお、都道府県モデル計画において任意的記載事項となっているものでも、都道府県計画に市町村計画の基準となるべき事項として記載した場合、当該都道府県内の市町村にとっては、当該都道府県との関係上必要的記載事項になることもありうる)
- ・ 都道府県モデル計画における「市町村計画の基準」事項との整合が図られるようにする。

3．全体の構成

都道府県モデル計画と同じものとして、以下の構成とする。

総論

平素からの備えや予防

武力攻撃事態等への対処

復旧等

緊急対処事態への対処

4 . 配慮すべき事項

(1) 一般的事項

市町村の立場に立った表現とすることし、市町村が実施主体となるものや他の機関との関与の在り方について、市町村の観点から記載すること。

市町村においては、警報や避難指示の伝達、避難住民の誘導が特に重要である点を踏まえ、これらの措置の実際に当たり留意すべき点を特に記載。例えば避難実施要領を作成するに際し、平素から用意すべき基礎資料、避難実施要領の例など、可能な限り具体例を盛り込むこと

関係機関の連絡先、手続き等について一覧性のあるものにすること等

(2) 個別事項

- 市町村の体制等
 - ・ 24時間即応可能な体制の在り方（当直や消防機関との連携等）
 - ・ 事態認定前の対応の在り方、対策本部の在り方、通信の確保
 - ・ 組合消防をとっている場合の消防本部との連携の在り方
 - ・ 消防団の活性化、自主防災組織、ボランティア団体への支援等
- 警報の伝達
 - ・ 防災行政無線の活用と早期整備
 - ・ 防災行政無線以外の方法による伝達
 - ・ 高齢者、外国人、防災無線が届きにくい建築物にいる人等への伝達
- 避難誘導、避難実施要領
 - ・ 具体的な攻撃類型（弾道ミサイル、ゲリラ・コマンドゥー等）に応じた留意事項
 - ・ 時間的余裕がない避難の場合の避難方法の周知
 - ・ 地域特性（大都市部、原発周辺地域、離島部）に応じた留意事項
 - ・ 高齢者、障害者、乳幼児等避難弱者に対する配慮方策
 - ・ 自主防災組織、その他のボランティア団体の活動環境
- その他
 - ・ 地域防災計画との関係の整理

5 . 各省庁との調整

市町村計画は、国への協議が必要となるものではないが、市町村モデル計画については、関係省庁の協力を得て、調整したものとして作成。

「国民の保護に関する計画に定めるところにより」
市町村が実施する措置の一覧

	概 略 の 業 務	条 文	準 用
1	市町村長が実施する国民の保護のための措置 1 避難に関する措置 2 救援に関する措置 3 武力攻撃災害への対処に関する措置 4 生活の安定に関する措置 5 復旧に関する措置	(市町村の実施する国民の保護のための措置) 第16条第1項 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第35条第1項の規定による市町村の <u>国民の保護に関する計画に定めるところにより</u> 、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。 1 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置 2 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置 3 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 4 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置 5 武力攻撃災害の復旧に関する措置	
2	市町村の委員会及び委員の実施する国民の保護のための措置	第16条第2項 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の <u>国民の保護に関する計画に定めるところにより</u> 、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。	
3	市町村対策本部の設置	(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務) 第27条第1項 第25条第2項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第34条第1項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第35条第1項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）及び市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置しなければならない。	○
4	現地対策本部の設置	(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織) 第28条第8項 都道府県知事又は市町村長は、第34条第1項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第35条第1項の規定による市町村の <u>国民の保護に関する計画に定めるところにより</u> 、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあって当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。	○
5	国民保護措置の実施に必要な組織の整備 職員の配置及びサービスの基準の制定	(組織の整備) 第41条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関の長等」という。）は、それぞれその <u>国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより</u> 、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備するとともに、国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。	

「国民の保護に関する計画に定めるところにより」
市町村が実施する措置の一覧

	概 略 の 業 務	条 文	準 用
6	訓練の実施	(訓練) 第42条 指定行政機関の長等は、それぞれその <u>国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより</u> 、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。	○
7	市町村長による住民等への警報の伝達及び関係機関への通知	(市町村長による警報の伝達等) 第47条第1項 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。	○
8	市町村長による住民等への警報の解除の伝達及び関係機関への解除の通知 都道府県知事等による多数の者が利用する施設への警報の解除の伝達	(警報の解除) 第51条第2項 第45条から前条までの規定は、対策本部長が前項の規定により警報を解除する場合について <u>準用する</u> 。	○
9	避難実施要領の制定	(避難実施要領) 第61条第1項 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。	○
10	避難実施要領を定めたときの住民等への伝達及び関係機関への通知	第61条第3項 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。	○
11	市町村長による住民等への緊急通報の伝達及び関係機関への通知	第100条第2項 第47条の規定は、市町村長が前項の規定による通知を受けた場合について <u>準用する</u> 。	○
12	生活関連等施設の安全確保の措置	(生活関連等施設の安全確保) 第102条第3項 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。	○

「国民の保護に関する計画に定めるところにより」
市町村が実施する措置の一覧

	概 略 の 業 務	条 文	準 用
13	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止の措置	第 1 0 3 条第 1 項 (危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質 (生物を含む。) で政令で定めるもの (以下この条及び第百七条において「危険物質等」という。) に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律 <u>其他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画に定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。</u>	○
14	地方公共団体による原子力災害の指定行政機関への通報	第 1 0 5 条第 3 項 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事 (事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長。次項において同じ。) は、第 1 項に規定する事実があると認めるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長に通報しなければならない。	○
15	被災情報の収集	(被災情報の収集) 第 1 2 6 条第 1 項 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報 (以下「被災情報」という。) の収集に努めなければならない。	○
16	生活関連物資等の価格の安定等	(生活関連物資等の価格の安定等) 第 1 2 9 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 (昭和四十八年法律第四十八号) 、国民生活安定緊急措置法 (昭和四十八年法律第二百一十一号) 、物価統制令 (昭和二十一年勅令第百十八号) その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。	
17	施設及び設備の応急の復旧	(応急の復旧) 第 1 3 9 条 指定行政機関の長等は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、当該施設及び設備について、応急の復旧のため必要な措置を講じなければならない。	○
18	武力攻撃災害の復旧	(武力攻撃災害の復旧) 第 1 4 1 条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害の復旧を行わなければならない。	○

「国民の保護に関する計画に定めるところにより」
市町村が実施する措置の一覧

	概 略 の 業 務	条 文	準 用
19	避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等並びに住民の避難、救援に必要な施設、設備の整備等	第 1 4 2 条 (避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、それぞれその <u>国民の保護に関する計画に定めるところにより</u> 、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。	
20	国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等並びに施設、設備の整備等	(国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等) 第 1 4 5 条 指定行政機関の長等は、第 1 4 2 条に規定するもののほか、それぞれその <u>国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画に定めるところにより</u> 、その所掌事務又は業務に係る国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は当該国民の保護のための措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。	
21	市町村長の実施する緊急対処保護措置	(市町村の実施する緊急対処保護措置) 第 1 7 8 条第 1 項 市町村長は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、この法律其他法令の規定に基づき、その <u>国民の保護に関する計画に定めるところにより</u> 、当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。	
22	市町村の委員会及び委員の実施する緊急対処保護措置	第 1 7 8 条第 2 項 市町村の委員会及び委員は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、この法律其他法令の規定に基づき、その <u>国民の保護に関する計画に定めるところにより</u> 、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。	
23	該当条項右○印参照	(準用) 第 1 8 3 条 第 7 条、第 8 条及び第 9 条第 1 項、第 1 章第 2 節 (第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 6 条、第 2 1 条及び第 2 2 条を除く。) 及び第 3 節 (第 2 4 条並びに第 2 9 条第 4 項及び第 7 項を除く。)、第 4 2 条、第 2 章 (第 5 6 条、第 6 0 条、第 6 8 条及び第 7 3 条第 1 項を除く。)、第 3 章 (第 8 8 条及び第 9 3 条を除く。)、第 4 章、第 5 章第 2 節及び第 3 節、第 1 4 1 条、第 1 4 3 条、第 1 4 4 条、第 1 4 7 条及び第 1 5 1 条から第 1 5 6 条まで並びに第 7 章 (第 1 6 1 条第 1 項を除く。) の規定は、緊急処理事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	

都道府県国民保護モデル計画における市町村の基準事項

ページ	項 目	内 容
2	第1編 総 論 第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等 4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。
17	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 県における組織・体制の整備 4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。
23	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第3 通信の確保	(4) 市町村における通信の確保 市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。
25	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集・提供等の体制整備 3 市町村における警報の伝達に必要な準備	市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。
27	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集・提供等の体制整備 5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備 市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供ができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。
27	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集・提供等の体制整備 5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握 市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。
28	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集・提供等の体制整備 7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。
37	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	(1) 避難実施要領のパターンの作成 市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行い、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮する。

都道府県国民保護モデル計画における市町村の基準事項

ページ	項 目	内 容
37	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	(2) 輸送体制の整備等 市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。
37	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	(3) 市町村長が実施する救援 市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。
40	第2編 平素からの備えや予防 第3章 生活関連等施設の把握等 第1 生活関連等施設の把握等 3 市町村における平素からの備え	市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。
43	第2編 平素からの備えや予防 第3章 生活関連等施設の把握等 第1 生活関連等施設の把握等 4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。
45	第2編 平素からの備えや予防 第5章 国民保護に関する啓発 3 市町村における国民保護に関する啓発	市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。
48	第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置（任意的記載事項） 3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	(1) 市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は、県に準じた対応をとるものとする。
48	第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置（任意的記載事項） 3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	(2) 市町村が「緊急事態連絡室（仮称）」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、「緊急事態連絡室（仮称）」等は廃止するものとする。
54	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 県対策本部の設置等 2 通信の確保	(4) 市町村における通信の確保 市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。
61	第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の通知及び伝達 2 市町村長の警報伝達の基準	(1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。
62	第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の通知及び伝達 2 市町村長の警報伝達の基準	(3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

都道府県国民保護モデル計画における市町村の基準事項

ページ	項 目	内 容
77	第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 4 避難実施要領	(1) 避難実施要領の策定 市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。 避難実施要領に定める事項 ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 ・避難の実施に関し必要な事項
91	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供 5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準	(1) 市町村による安否情報の収集 市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。
91	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供 5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準	(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答 市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。
108	第3編 武力攻撃事態等への対処 第8章 被災情報の収集及び報告	(2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等 市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

避難マニュアルに関する検討の方向

○ 避難実施要領のパターン

市町村においては、「住民の避難誘導」が最も重要な措置の一つであり、事態発生時に円滑な避難が行えるよう、平素から、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンを作成するよう努めることとされている。

（参考）国民の保護に関する基本指針 27 ページ

- 市町村は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。

○ 避難実施要領のパターン作成に係る検討事項

消防庁では、基本指針の記述を踏まえ、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに際して留意が必要となる次の事項について、今後、関係省庁の協力を得て、特に検討を行っていく考え。

武力攻撃の類型に応じた基本パターン

都道府県モデル計画に示した事態の類型に応じた「避難の指示」の整理（P72～74）に沿って、各武力攻撃の類型に応じた避難実施要領の基本的なパターンを作成することが基本。

（例えば、弾道ミサイル攻撃においては、堅ろうな建物や地下に屋内避難させることが基本であり、避難実施要領では、「誘導の経路」や「職員の配置」よりも「住民の携行品」や「情報の入手方法」等について特に重点的に記述。）

高齢者、障害者等への配慮

災害時における高齢者等の死者の割合が高いことへの対応は、防災上における大きな検討課題でもある（昨年7月の新潟・福島、福井豪雨では、死者・行方不明者21名のうち、16名が65歳以上であった。）

徒歩による避難が困難な高齢者等の避難の方法、平素からの情報の共

有の方法、消防職団員や自主防災組織、福祉担当者との連携の確保の方策といった点は、武力攻撃事態等における避難においても重要な検討課題であり、防災分野での取組みを見据えつつ検討。

（例えば、災害時要援護者情報について、地方公共団体において数種の方式（同意方式、手上げ方式、共有情報方式）により共有化を図る試みも参考。）

昼夜の別に応じた対応

昼夜ということに関しては、特に都市部では昼夜の別による人口の差が著しく、これら多数の昼間の滞在者（昼間人口）の避難に関して、限られた行政の能力の中でも、最も被害を最小化できる避難の方策について検討。また、その際、学校や事業所における避難にも留意。

また、夜における視界の狭さ等が措置に与える影響についても検討。

季節の別に応じた対応

冬期の積雪時においては、人間の運動能力が低下し、運送手段も限られてくる実情を踏まえて、積雪地域における防災上の取組みを参考にしつつ、その対応の在り方について検討。

地域特性に応じた対応

大都市部、原子力発電所所在地、離島といった地域的特性のある地域における避難の課題について検討。

特に、大都市における避難に関しては、迅速な立入制限の実施（警戒区域の設定、私有車両の禁止等の交通規制）、昼間滞在者への警報のタイムリーな伝達、高層ビルやデパート等の事業者による取組み等について、検討を深める。

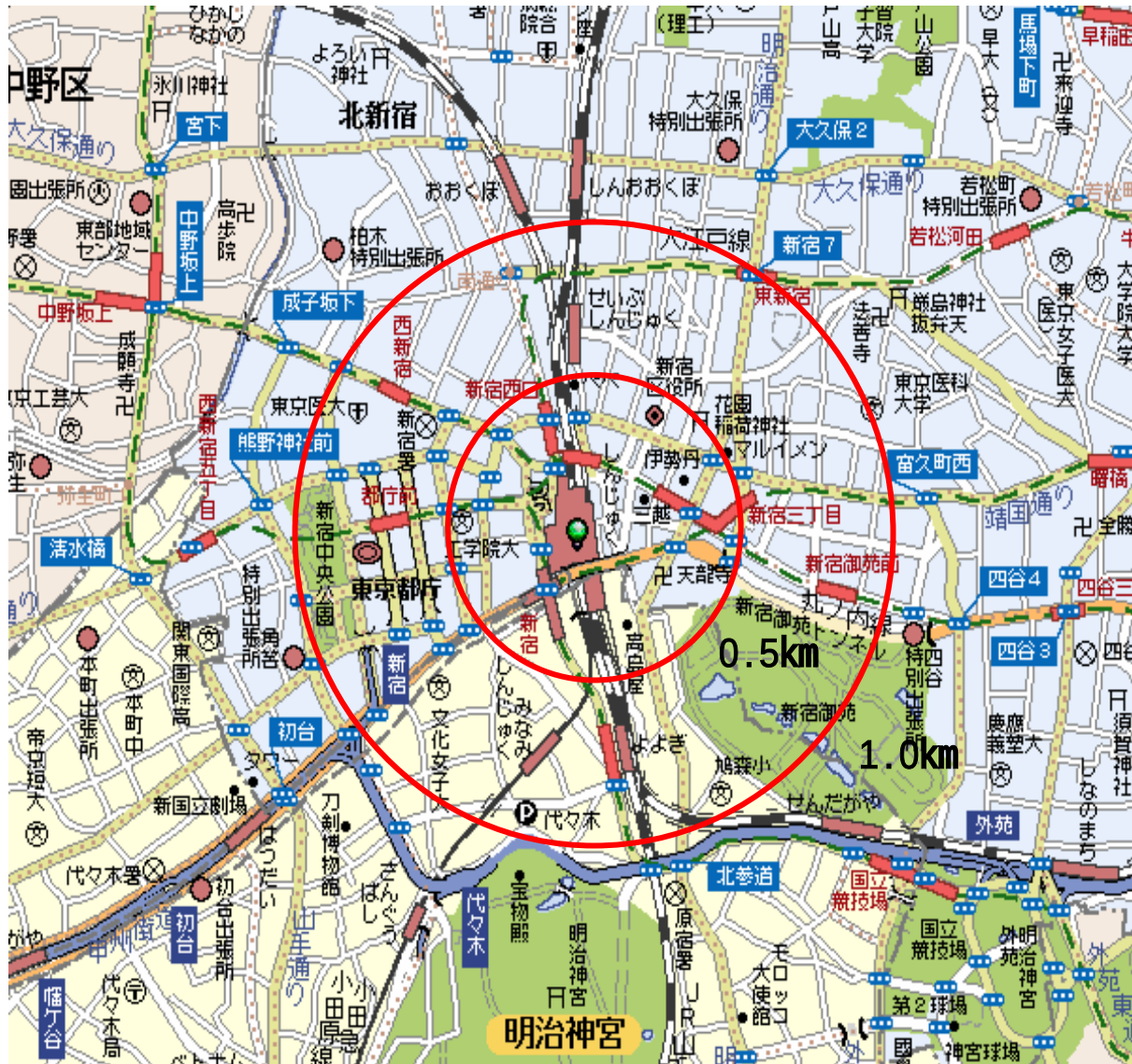
（東京都の中心部（新宿駅周辺 1 km）では、平常時で、30～40万人と大量の昼間人口の存在。）

個々人による自助努力の必要

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ発生時には、特に初動における国民一人一人の自己防護の努力が不可欠。

行政による措置と並行して、平素から国民一人一人が問題意識を持っているか否かが緊急時における措置に大きく左右することにかんがみ、国民が緊急時に取るべき行動について、平素から周知を図る方策を検討。

東京の中心部の場合



新宿駅から1km圏内

人口

約2.5～3万人

(うち、65歳以上

5,000人)

昼間人口(概算)

約30～40万人

→ 大量の昼間人口

これは、平常時の数値であり、事態緊迫時の疎開や外出の手控え等は加味していない。

日本海側の原子力発電所周辺の場合



○ 発電所 5 km 圏内

人口:約2,500人

うち65歳以上は
約500人

発電所の従業員や警備に
当たる警察官等について
は、数値から除外。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）調査検討事業

1 事業概要

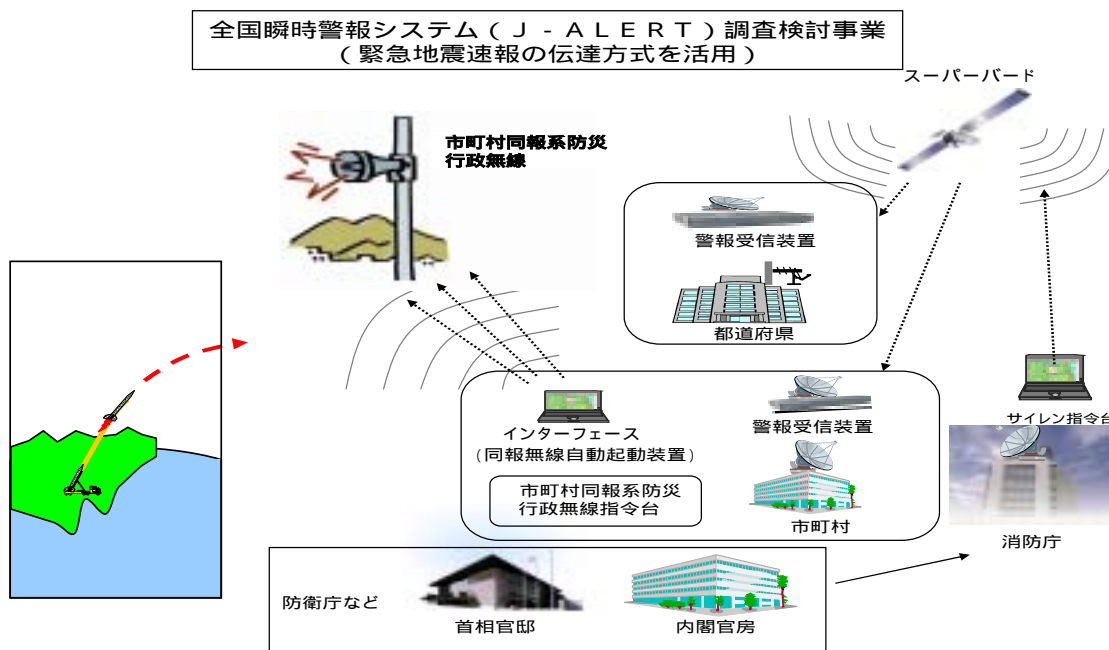
平成16年9月、国民保護法が施行されたことにより、武力攻撃事態等においては、同法に基づき、消防庁を通じて地方公共団体に警報を通知し、住民に対しては市町村が防災行政無線等を活用して警報を伝達することとされている。

特に、対処に時間的余裕がない弾道ミサイル発射の際の警報については、迅速に警報を通知、伝達するためのシステム整備の必要性が指摘されている。

「地方公共団体の国民保護に関する懇談会」（座長：石原信雄元内閣官房副長官）においても、速やかな警報発令の体制を構築することが重要であるとの指摘があり、また、平成16年12月10日に閣議決定された「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」の中でも、「警報の迅速な伝達をはじめとする国民の保護のための各種体制を整備する」と明記されている。

このため、消防庁から衛星通信ネットワークを通じて直接地方公共団体の防災行政無線を起動し、サイレンを吹鳴させるとともに、国民保護法に基づく警報などの防災情報を住民に伝達することについて調査検討を行う。

2 イメージ図



3 平成17年度予算額 242百万円

4 実施団体数

都道府県、市町村合わせて概ね30～40団体

麻生 安心・安全ビジョン

平成17年5月24日

安心・安全な社会の確立に向けて

これまで・・・

- 充実した災害対策
- 治安の良さ、社会の安定性
- 社会インフラの安全

安心・安全な社会を基盤とした経済活動

II

我が国経済の国際競争力の源泉

最近では

頻発、多様化、大規模化する災害・事故

自然災害、異常気象の頻発、大規模化



新潟県中越地震

安全と信じられていたインフラ施設の故障、人災



尼崎市列車事故



苫小牧タンク全面火災

新たな災害・サイバー犯罪



NBCテロを想定した訓練

安心・安全神話の揺らぎ＝

日本経済の基盤、競争優位性に悪影響

「経済活性化」と「安心・安全」を
対立概念と捉えずに・・・

- 1 「安心・安全は経済活性化の基盤」という考え方に立つ
- 2 日本の優位性である安心・安全を維持向上

具体的には

官民の各々が防災・事故対策等の

「安心・安全総点検運動」を展開

災害・事故発生時の対策の強化

平常時からの備えの強化

総務省の今後の取り組み

I 安心・安全の総点検

(1) 地域の防災・危機管理体制の総点検

地域防災計画の総点検
国民保護計画の策定

(2) 行政評価・監視

鉄道交通安全対策、原子力防災などのテーマについて実施

II 災害時の対策

(1) 世界最先端の災害緊急情報伝達・収集ネットワーク

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の開発・整備
地上デジタル放送技術を活用した
携帯電話・テレビの自動起動・警報受信の開発・普及の促進
衛星携帯、ヘリテレ、公共ネットワーク等の活用強化 等

(2) 高度消防・救急救助体制の全国的整備

「特別高度救助隊」、「高度救助隊」の全国的展開・配備
緊急消防援助隊の大幅増強
ロボット、ナノテク、ICT等の先端科学を活用した消火・救急救助技術の開発 等

III 平常時の対策

(1) 地域防災力の強化

耐震化緊急実施計画等の策定
実践的な図上シミュレーション訓練の計画的実施
地域安心安全ネットの全国展開 等

(2) ICTを活用した社会の安心・安全

「好老社会」実現のための研究開発(電子タグ、センサーネットワーク技術開発等)
2010年までにブロードバンド通信を全国世帯で利用可能な環境を整備

(3) 通信ネットワークの安全性の確保

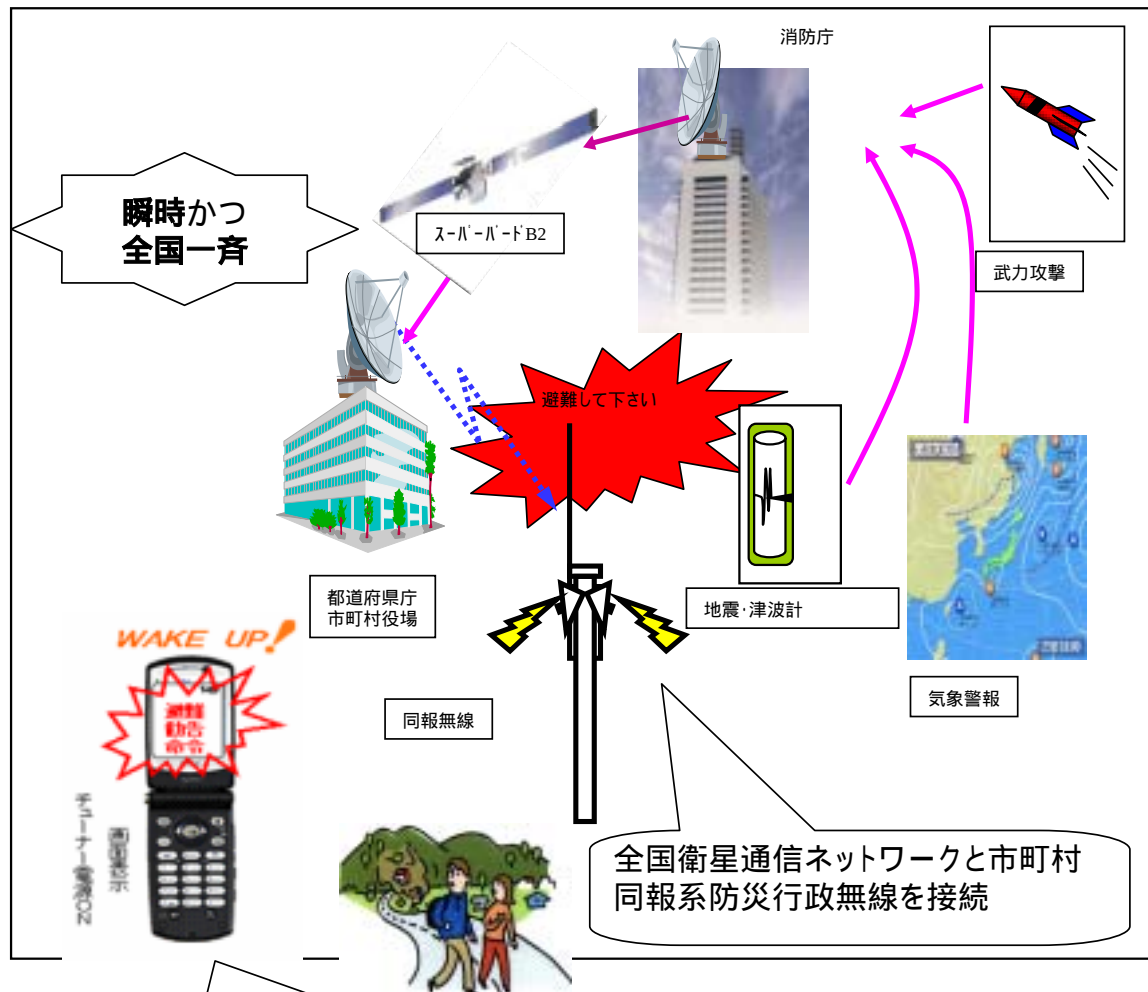
「情報セキュリティ政策2005」の策定
サイバー攻撃・災害に強いネットワークの強化のための技術開発
サイバーテロ演習等による人材の強化
通信/家電業界横断的セキュリティ体制の構築 等

災害時の対策1

世界最先端の災害緊急情報伝達・収集ネットワーク

災害情報の瞬時伝達システムの構築

○ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の開発・整備



○ 携帯電話・テレビの自動起動・警報受信 ・地上デジタル放送技術を活用し、開発・普及を促進。

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 抄 (平成十六年六月十八日法律第百十二号)

第四十七条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

2 前項の場合において、市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限り速やかに、同項の通知の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するよう努めなければならない。

○ 国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

1 警報

(2) 警報の通知及び伝達

- 武力攻撃事態等におけるサイレンのパターン及び音色については、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したことを明確に認識できる明瞭なものを国が定めるものとする。

警報サイレン候補音選定の基本的な考え方

- 1 武力攻撃事態等におけるサイレンのパターン及び音色については、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したことを明確に認識できる明瞭なものを選定

武力攻撃事態等における警報サイレン候補音は、これまで使用されてきたサイレン音とは異なるもので、かつ、緊急性を伝える事のできる「新しいサイレン音」を定めることを基本に選定する。

- 2 努めて伝達距離が大きいサイレン音を選定

サイレン音の住民伝達率を向上させる観点から、伝達距離が大きいサイレン音を選定する。ただし、サイレン音相互の干渉は最小限に留めるよう留意する。一般的に、低音は高音より伝達距離が大きい。

- 3 音から危険性や緊急性が感じられるとともに、落ち着いた行動を促すサイレン音を選定

武力攻撃事態等の特性から、危険性や緊急性が感じられるものとするが、過度の緊張感は与えず、サイレン音を聞いた後も落ち着いて行動できるサイレン音を選定する。

高い周波数ほど危険性を伝達 短かく区切った連続音は、緊急性を伝達 など

- 4 高齢者等の聴覚弱者にも聞きやすいサイレン音を選定

要援護者への配慮の観点から、聴覚弱者にも聞きやすいサイレン音を選定する。

一般的に 300 ~ 8000Hz の範囲であれば聞こえるとされているが、特に 800 ~ 1000Hz の範囲が聞きやすいとされている。

- 5 防災行政無線の放送設備が利用できるサイレン音を選定

市町村長が、住民に対して警報を伝達する際には、同報系市町村防災行政無線によるサイレン吹鳴を行うことを原則としている。よって、既存の同報系市町村防災行政無線で放送できる音、適した音を選定する。

選定した警報サイレン候補音

候補音1

特性: 音の波形をのこぎり波とし、単音で作成した。

特徴: 張りのある音として聞こえる。

実験結果からは、「聴覚弱者にも聞きやすい」及び「緊急性を感じさせる」音として、最も高い評価を得ている。

候補音2

特性: 音の波形を三角波とし、単音で作成した。

特徴: 柔らかみのある音として聞こえる。

実験結果からは、「落ち着いた行動を促す」音として、最も高い評価を得ている。

候補音3

特性: 音の波形を最もエネルギー効率の高い矩形波とし、和音で作成した。

単音のサイレン音に比べ、多くの周波数帯を含む。

特徴: 一般のサイレン音とは明らかに異なった音として聞こえる。

実験結果からは、「既存サイレン音と区別しやすい」音として、最も高い評価を得ている。
学術的には「伝達距離」「緊急性」においても高く評価できる。

サイレン音に関する国内の規定

想定危機	サイレンの種類	取り決めた規定等
地震	地震防災信号	大規模地震対策特別措置法
津波	津波警報、津波注意報	気象業務法
火災	消防信号	消防法
	消防車サイレン	道路運送車両の保安基準
洪水・高潮	水防信号	水防法

(例) 消防信号(出場信号)・・・モーターサイレン調の音の5秒吹鳴・6秒休止を繰り返す

(例) 水防警報(避難勧告)・・・モーターサイレン調の音の3秒吹鳴・2秒休止を繰り返す

これらの音と区別できることが必要となる。

国内外サイレン音事例(有事)

- 日本(空襲警報サイレン・太平洋戦争中に使用)・・・低い周波数のモーターサイレン調の音を連続吹鳴させる
- 韓国(民防衛警戒警報)・・・モーターサイレン調の音を長く吹鳴させる
- 米国サンフランシスコ市(警報サイレン)・・・モーターサイレン調の音を20秒程度でウェーブさせる
- 米国クラークスビル市(市民防衛)・・・高周波数のモーターサイレン調の音を14秒程度でウェーブさせる
- シンガポール(警報サイレン)・・・短くモーターサイレン調の音をウェーブさせる

有事の警報サイレンとしては、諸外国では周期を長めに取ったモーターサイレン調の音ที่ใช้られている事例が多く見られる。

武力攻撃事態等における警報サイレン音に関する検討会 委員

(五十音順・敬称略)

いの また とし お
猪 俣 利 雄 (埼玉西部広域事務組合 日高市消防団 団長)

お ざわ みつ お
小 澤 光 男 (横須賀市 企画調整部 市民安全課長)

しげかわ き し え
重 川 希 志 依 (富士常葉大学 環境防災学部 教授)

そ だ ひさとし
曾 田 尚 寿 (静岡県 総務部 防災局 防災政策室 副参事)

た じま しょういち
田 島 松 一 (東京消防庁 警防部副参事)

ひろ い おさむ
廣 井 脩 (東京大学大学院 情報学環 教授)

ほ てい だ ひろゆき
布 袋 田 博 之 ((財)日本消防設備安全センター 情報通信部長)

やま さき よし お
山 崎 芳 男 (早稲田大学大学院 国際情報通信研究科 教授)

みや ち たけし
宮 地 毅 (内閣官房(安全保障・危機管理)担当 内閣参事官)

あお き のぶ ゆき
青 木 信 之 (総務省 消防庁 国民保護室長)

おお もり たけ よし
大 森 丈 義 (総務省 消防庁 国民保護運用室長)